米国

トランプ関税「違憲」でどうなるか

違憲なら関税規模は大幅縮小も、「プランB」模索の動きに要注意

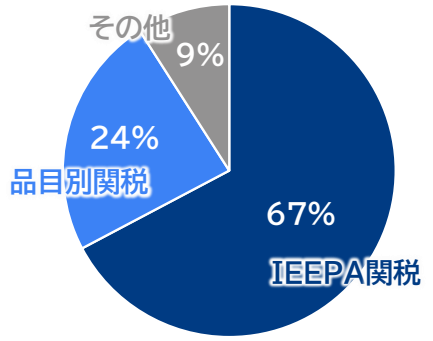
政策・経済センター
江口修平・淺井優汰
03-6858-2717

1 訴訟の概要

争点	• 国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づく相互関税／(フェンタニル等)密輸対策関税の合憲性
当事者	• 原告:米国企業・州連合 • 被告:米国連邦政府
経緯	• 25年4～5月:輸入企業や州連合が米国国際貿易裁判所に提訴 • 第1審:IEEPA関税に違憲判決 ⇓ 控訴 • 第2審:1審同様、違憲判決 ⇓ 上告 • 25年11月:最高裁で口頭弁論 ⇒26年6月頃までに判決見込み

出所：各種報道資料を基に三菱総合研究所作成

2 米国の追加措置に伴う関税収入の内訳（25年10月～12月14日）



注：集計期間は25年10月から12月14日。IEEPA等の追加関税分のみを集計しており、関税収入総額とは一致しない。品目別関税は通商拡大法232条を対象。
出所：米国税関・国境取締局（CBP）を基に三菱総合研究所作成

3 関税措置の代替手段

法令名	関税賦課の理由	連邦機関による調査	関税率上限
通商拡大法第232条	米国の国家安全保障を脅かすおそれがある輸入と判断される場合	米商務省による調査が必要	なし
通商法第122条	「深刻かつ重大な」貿易赤字が存在する場合、又は為替相場においてドル価値が大幅に下落した場合	不要	15%(全ての輸入品に一律で適用される必要あり)
通商法第201条	輸入の増加により米国の製造業者(産業)が深刻な損害を受けている、又は受けるおそれがあると判断される場合	米国国際貿易委員会(USITC)による調査が必要	50% (最長8年。適用が1年超の場合は段階的な引下げが必要)
通商法第301条	関税やその他の非関税障壁等が「不公正」であると判断される場合	USTRによる調査が必要	なし
スムート・ホーリー関税法第338条	米国製品に対し、他国の類似製品には課されない「不合理な課税、規制、または制限」を課す国、又は米国を不当に扱う国であると認められた場合	米国国際貿易委員会(USITC)による調査が必要	50%

出所：佐橋亮・梅川健（2025）『トランプのアメリカ 内政と外交、そして世界』（東京大学出版会）27～35頁、Bloomberg資料を基に三菱総合研究所作成

評価ポイント

- 第2次トランプ政権が国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき発動した関税（以下、IEEPA関税）をめぐり、その合憲性が争われている。第1審・2審はいずれも違憲との判断を示しており、現在は最高裁判所で審理が行われている。判決は26年6月頃までに示される見通しである（図表1）。
- 仮にIEEPA関税が違憲と判断された場合、注目点は①既に徴収した関税の還付の有無、②今後の関税政策の行方、の2点である。
- ①について、最高裁が政権に対し、事業者から徴収した関税の還付を命じれば、対象品目・期間の特定など煩雑な手続きが必要となり、行政・企業双方に混乱が生じるだろう。通商政策の不確実性の高まりにより、景気が下押しされる可能性がある。さらに、米国税関・国境取締局によれば、IEEPA関税による徴収額は25年12月14日時点で約1,335億ドルに上る。還付に伴う財政悪化懸念が強まれば、長期金利上昇などを通じて景気下押し圧力が増す恐れがある。
- ②について、IEEPA関税は、25年10月から12月中旬の関税収入（追加措置由来）の7割弱を占める（図表2）。IEEPA関税が撤廃されれば、トランプ関税政策は大幅な縮小を迫られる。こうした状況下、26年11月には中間選挙を控える。政権は、関税負担が大きい低・中所得層への配慮から関税全体の規模を縮小させつつも、本来の主眼である製造基盤再建に資する重要品目への課税は維持・強化する公算が大きい。
- 自動車・鉄鋼などへの品目別関税は、通商拡大法232条に基づき実施されており、今回の訴訟の対象外であるため、実施継続が見込まれる。加えて政権は、これら品目別関税の対象範囲拡大に向け、ロボット・産業用機械などを対象に、関税導入に必要な事前調査を進めている[1]。
- ただし、代替手段（プランB）を通じて関税規模を維持する可能性がある点には留意が必要だ。例えば、通商法第122条は税率上限等の制約はあるものの、連邦機関による調査を経ずに関税を賦課できる（図表3）。ベッセント財務長官は、IEEPAの代替法に基づき関税措置を継続し得るとの認識を示している[2]。

1:About BIS | Bureau of Industry and Security（2025年12月24日最終アクセス）
2:US Supreme Court casts doubt on legality of Trump's global tariffs | Reuters（2025年12月24日最終アクセス）

Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.